

第五十一回 参議院文教委員会會議録第十四号

昭和四十一年四月十九日(火曜日)
午後一時二十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 二木 謙吾君
理事 北畠 教真君
久保 勘一君
千葉千代世君

委員 楠 正俊君
内藤三郎君
山下 春江君
吉江 勝保君
小野 明君
小林 武君
鈴木 力君
林 塩君

國務大臣 文部大臣 中村 梅吉君
政府委員 文部政務次官 中野 文門君
文部大臣官房長 赤石 清悦君
文部省初等中等教育局長 齋藤 正君
文部省体育局長 河上 邦治君
事務代理 事務局長 渡辺 猛君

説明員 文部省体育局長 吉川 孔敏君
校保健課長 参考人 日本学校安全会 理事長 妹尾 茂喜君

本日の會議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○教育、文化及び學術に関する調査(学校保健に
関する件)

○委員長(二木謙吾君) ただいまから文教委員会
を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についておはかり
いたします。

教育、文化及び學術に関する調査中、学校保健
に関する件について、本日、参考人として日本学
校安全会理事長妹尾茂喜君の出席を求め、その意
見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(二木謙吾君) 御異議ないものと認め
て、さよう取り計ります。

○委員長(二木謙吾君) 教育、文化及び學術に関
する調査中、学校保健に関する件を議題といたし
ます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

なお、政府側より中村文部大臣、中野文部政務
次官、河上体育局長事務代理が出席し、また、参
考人として日本学校安全会理事長妹尾茂喜君が出
席いたしております。

○千葉千代世君 私は、学校安全会並びに学校医
問題その他学校保健に関連して質問いたします
が、その前に、安全会の掛け金の改定、それから
学校医の保健関係の職員の設置状況、そういうふ
うな資料がございましたら、御提出いただきたい
と思っております。

まず、学校安全会の現況について、ごく概略を
説明していただきたいと思っております。

○政府委員(河上邦治君) 日本学校安全会は、日
本学校安全会法の第一条に目的がござりますが、

説き及ぼさずと、「日本学校安全会は、
学校安全の普及充実に努めるとともに、義務教育諸
学校等の管理下における児童、生徒等の負傷、疾
病、廃疾又は死亡に關して必要な給付を行い、もつ
て学校教育の円滑な実施に資することを目的とし
て」というふうになっております。

病下におきますところの児童、生徒等の負傷、疾
病または死亡に關して必要な給付を行なうという
ことを主目的にしておるわけでございます。そ
の日本学校安全会法によりまして、法人といたし
まして日本学校安全会があるわけでござります。

この組織は、本部が東京にございまして、支部
を各都道府県に置いておるような次第でございま
す。

給付の中身は、災害共済給付といたしまして医
療給付というものと、それから廃疾の見舞い金、
それから死亡の見舞い金という三つに相なっております。

そこで、現在の加入者の状況でございますが、
学校単位で加入するということになっておりまし
て、加入率が九三・六％。これは四十年の五月二
十日でございます。ちよつとずれておりますけ
れども、四十年五月二十日現在の資料によります
と、九三・六％の加入率を示しております。

加入者の数は二千三百三十五万五千三百七十
一人と相なっております。

で、事業の支出といたしましては七億七千四百
万円ばかりでございます。その支出額によりまし
てこの学校安全会が運営されているという状況
に相なっております。

○千葉千代世君 今度の予算を見ていきますとい
うと、安全会の掛け金が上がつてまいりますよう
になつておりますけれども、これは幾ら上がつて、
その上げる根拠はどこにあるのでしょうか。

○政府委員(河上邦治君) 今回の医療費の改定で

ござりますが、これは原因といたしましては、主
として医療費単価の改定の影響によりまして安全
会の給付金額が増大をいたしました。現在の
掛け金収入ではまかない切れなくなつたという状
況によるものでござります。

学校安全会の給付経理の状況を少し申し上げま
す。と、昭和三十七年度に約一億六千万円の
赤字を生じたのでござります。この赤字を解消す
るために、三十八年度に掛け金の改定を行ないま
して、その結果、昭和三十八年度におきまして
は、単年度といたしまして一億五千万円の黒字で
ございまして、前年度からの赤字繰り越し金と
相殺してなお三千万円の赤字がございま
した。さらに、昭和三十九年度におきまして赤字
額を約二千八百万円残したのでござります。しか
も、昭和四十年一月に御承知の医療費の単価の改
定がございまして、四十年度末には約一億七千万
円の赤字が予想される結果になつたわけでござ
います。そこで、給付経理の安定の上から見まし
ても、どうしてもこれをアップいたしました。昭和
四十一年度から掛け金額を改定するのやむなきに
至つた次第でござります。

で、この金額は、現在、義務教育関係が三十六
円でございますが、改定金額が五十八円になつ
ております。それから、高等学校の全日制が現在
五十円――現行というのを、上げます前が五十円
でございまして、百円に上げております。

定時制は四十円で、これは上げておりません。そ
れから、通信制の課程も上げておりません。水
産、商船の実習船の課程の生徒は百円を百十円に
引き上げております。幼稚園、保育所におきまし
ては二十円でございますが、これは上げており
ません。したがって、掛け金額を値上げいた
しましたのは、義務教育関係と高等学校の中で全
日制の課程の生徒と、それから水産、商船の実習

船課程の生徒ということになっておるような次第でございます。

この掛け金の値上げの根拠と申しますと、いまのような結果に相なっておりますので、過去三カ年間の値上げの実績をとりまして、それをグラフに書きまして、一つの推計値を出したわけでございします。そうして学校種別、それから生徒数というものを要素にいたしまして、値上げの一定の数値を出しまして、そうして義務教育が五十八円、高等学校が百円、もちろん年間でございまして、一年間でこれだけということに相なつた次第でございます。

○千葉千代世君 いまのお話では、大体本年度末までに一億七千万円という、これは四十年年度末のことですね。

○政府委員(河上邦治君) はい、さようでございます。

○千葉千代世君 それで、四十三年末までに大体十四億円にも赤字が達するといふ、こういう推定になっている。そうすると、四十三年末に達するこの十四億円の赤字解消を目ざすということでは、値上げなんですか。そうすると、医療費が高くなつたというのは、いま審議中の健康保険の問題がございしますけれども、その掛け金率と平行するわけですか。

○政府委員(河上邦治君) 掛け金率は必ずしも、医療保険のほうは九・五%のアップでございしますが、今回の場合は先ほど申しましたような根拠によつて赤字とのバランスをとつたという関係で、必ずしも九・五%になつていないわけでございます。したがって、先ほど申しましたように、義務教育諸学校と、それから高等学校の全日制と水産、商船といふものだけを特にこれが値上げの率で、医療費の支出が非常に多いものでございしますから、その点を勘案してアップ率をきめて出したわけでございまして、したがって、三十三円から五十八円といふと二十二円のアップということでございます。約六一%ということになりますけれども、父兄負担はその半分で

ございまして十一円、二十二円のうちの十一円が父兄負担で、十一円が設置者負担ということになっております。そうすると、実際は、アップ率から見ると非常に大きいような感じがいたしますけれども、金額といたしましては、父兄にその過重な負担はかからぬだろうというふうにわれわれは考えております。

○千葉千代世君 ところが、たいへん父兄に過重負担がかかっているわけなんです。後ほど具体的に申し上げたいと思いますが、いまの関連で何っておきますという、いわゆる二分の一が設置者負担、全国でそのほかに地方でもつてお金を負担しているところはどのくらいありますか。たとえば東京の例で申し上げますと、全額持つ区と、それから残りの三分の一を持つ区とかがございします。それなんですけれども、全国の状況は大体こんなふうな……私はこれは公費の負担にしていかなければいけないなあという、こういう考えを持つておられるわけなんですけれども、そういう意味で特に調べてみたんです。で、文部省のほうでは、学校安全会の方では大体どんなふうになつておるのか、知らしていただきたいと思ひます。

○政府委員(河上邦治君) 詳細にちよつと申し上げる資料を持っておりますが、大体義務教育学校におきまして、父兄の負担と申しますか、やはり学費を中心としたPTA等の会費、それから給食費の問題、それからやはり安全会の掛け金というふうなもの、いまちよつと考えられるわけでございます。

○説明員(吉川孔敏君) ちよつと補足を申し上げます。ただいまの御質問にございした設置者が全額を負担いたしております割合は、全国の市町村の七・五%でございします。そうして安全会の割合によりまして、第七条で設置者は十分の四から十分の六の範囲内において負担することができるとございします。その割合で負担いたしております市町村が九二・一%、十分の七から十分の九までが〇・四%でございします。

○千葉千代世君 まあ全国で七・五%というお話

がございしましたが、私は東京を調べてみましたら、区の全額負担しているところが、大体三分の一くらいが全額負担しているわけなんです。それで残りの区が、まあ二分の一というふうなものを、これは区で持つておる。さつきお話しした設置者負担という、こういうことなんですけれども、これは非常に全国ばらばらなわけなんです。それで、これは私やればできるというので、各区ではそれぞれ教育関係の区議員の方や御父兄の方々と相談して、そこまで区費負担に持つていっているわけなんです。ですから、これを値上げの問題で、一億七千万円の赤字の問題はあとに回しますけれども、これは安全会として、これを公費に持つていくような考えがあるのかないのか、聞かしていただきたい。

○説明員(吉川孔敏君) この制度は、発足の当時、親の負担とそれから学校の負担、両方兼ねまして二分の一ずつを負担して経営をするということになっております。で、国のほうは安全会を経営いたします経費並びに人件費、そういうものにつぎまして国庫補助をするという法律のたてまゝになつておりますので、ただいまのところそういう方針でまいる予定にしております。

○千葉千代世君 たとえば、私一つの例で申し上げますと、江東の葛飾のある学校の場合ですが、児童が五百五十七名のうち要保護家庭の子供が百名もいるわけなんです。ところが、要保護家庭にならないうで標準保護というものが、すれすれのところが二百七十五名ですから、総計三百七十五名というものがお金の払えないような層になつておる。そうすると、五百五十七名のうちの三百七十五名というものがさういふふうにあるというのです。これは要保護家庭のうちですと、医療扶助費とかさういふところからいくんでしょうけれども、標準保護だといふ道がないわけなんです。お金が払えないわけなんです。非常に困つておるわけなんです。さすれば、区の方でも出していないといふことになりまして、この子たちは一体どういふふうになるだろうかという心配になつてく

る。やはりこういうところを見ていただいて、公費にいくという道を開いていかないといふと、せつかく安全会が発足して、けがしても何とか最低の治療費はもらえるというわけですが、こういう問題だとかいろいろな問題が出てきておりますもんですから、一つ一つお尋ねしたいと思つております。

○政府委員(河上邦治君) 先ほど説明がどうも足りませんで恐縮いたしました。経済的な事由によりまして掛け金を納付することが困難だと認められます要保護はもちろんでございしますが、標準保護の児童、生徒に対しましては、これは父兄負担にならないように国の補助金が出るように相なつております。

○千葉千代世君 標準保護の人たちも準用して同じに出ているわけなんです。

○説明員(吉川孔敏君) 要保護につきましては、生活保護法によりまして一応医療費は見ておりますので、負傷、疾病のほうはそのほうで見てもらえる。しかしながら、廃疾とか死亡の見舞い金につぎましては安全会のほうで給付するわけでございます。これにつぎましては、掛け金を一応四円としまして、その四円の半分を設置者が負担、さらに残りの二円の半分を国が負担するといふふうな支出方法になつております。標準保護につきましては、三十六円の半分を、当然公費負担でございします。これは設置者が負担する。残りの半額につきまして、国と設置者が折半をするという援助のしかたをいたしております。

○千葉千代世君 それは、たとえば健康保険で家族は健康保険に入っていないところでも、それができるわけなんです。

○説明員(吉川孔敏君) 健康保険に入つておりますのは標準保護でございしますが、その場合には国庫で半分持ちますので、残りの半額について見るわけでございます。

○千葉千代世君 入っていない人はどうなんですか。

○説明員(吉川孔敏君) 入っていない人につぎま

しては、要保護並みに全額を見ることがあります。

○千葉千代世君 それに間違いございませんでしょうか。たとえば、私の調査の中で、健康保険に入っている人といない人で給付を調べてみたのです。そうすると、子供の一人が右のひざならひざをけがした。この人は健康保険に入っていない。請求額が三百三十三円だ。これが六月の二十二日に請求して、十月七日にお金をもらっている。受領額が百六十六円、こうなりますね。そうすると、この半分ですから、半分が設置者負担になるといふことですね。健康保険に入っていない人たちは、準要保護も含めて、個人払いになっていると聞いたのですが、間違いないでしょうか。

○説明員(吉川孔敏君) 実際、現場ではそういう誤りもあるかと思いますが、支部を通じて私どもの指導いたしておりますのは、要保護、準要保護に負担のかからない方法で支弁するようにというように指導いたしております。ですから、そういう場合は支部のほうで再調査いたしまして、残りの分も払うように指導していきたいと思っております。

○千葉千代世君 それは指導が徹底していないんじゃないかと思えます。これは直接当たって調べたのですけれども、健康保険に入っている者が入っていない者の中で、入っていない者について見ていないということ。準要保護の人たちについては、これは学校がお金を立てかえているのですね。本人からそれをもらえないし、申請書も見せてもらいましたのですが、どこからももらえないから、全部これは学校で立てかえる。学校が立てかえるというのは、PTAのお金でもって一時立てかえておかねばならないということになる。こういうふうになっておる。それはひとつ指導を徹底していただかないと、こういうのが、私が調べました学校は十ばかりございますけれども、大体それで困っているということが出てきたわけです。

そこで、統してお尋ねいたしますが、この安全

会法を見てもいきますというところ、学校の登校、下校を指定した、あるいは本人が申し出ているところとかいう、そういうところ以外でけがした場合に對しては、どうしているのございませうか。

○説明員(吉川孔敏君) 安全会の政令によりまして、政令の第三条の第二項に四号といたしまして、「児童及び生徒が通常の経路及び方法により通学するとき」、これは学校の管理下として災害共済給付の対象にするということになっております。したがって、学校が指定した道以外でも、それが通常の経路とみなされる場合には、登下校の間というふうには認定されるわけでございます。

○千葉千代世君 それで、申請書を見せていただきますと、ずいぶんまちまちなんです。いまおっしゃったほかに、たとえばそろばん塾に通う、学校が終わってうちへ一たん帰ってそろばんとか補習授業の塾へ通いますね。そのときにけがした人も申請して許可になっているというふうな、これはそういう特例が認められるのでしょうか、どうなんですか。そうすると、赤字や何かの無制限の問題とからんできやしないかと思うので、お尋ねいたします。

○説明員(吉川孔敏君) そろばん塾並びにピアノ塾、これは学校の帰りに寄るといった場合には、そこまでの経路、それからそろばん塾の先の家に帰るまでの経路、これを見ております。しかし、一たん家へ帰りましてからそろばん塾へ行くということは、登下校とはみなしておりません。そろばん塾とかピアノ塾のけいこ中のことは、学校の管理下とは見ておりません。そういう取り扱いをいたしております。

○千葉千代世君 その辺、県によってたいへんまちまちで、治療費の請求をして申請してきた、その審査をするのが審査員のやり方で多少どうにもなるんじゃないかという印象を受けるのですけれども、そういう点の指導について聞かしていただきたい。

○説明員(河上邦治君) ただいまの問題、特にこ

の登下校の問題につきまして、非常に審査が不統一ではないかというふうな感を抱かしているというふうなことがもしありましたら、むしろそれは不適当でございますので、できるだけ支払い請求書の審査というのにつきましては、十分徹底させるようにいたしたいと思ひますし、特に四十一年度におきましては、支部の職員の研修を計画いたしましたして、そういうものによつてこの審査等について万全を期してまいりたいと思ひます。

それから、いまの学習塾の問題は若干、はたして家へ帰って行ったのか、学校の帰り道に寄ったのかというふうな問題で、また学習塾を緊認しているかというふうな感を与えやすいと思ひますので、これにつきましてもは慎重に検討してまいりたいと思ひます。

○鈴木力君 関連して一つ。いまその塾に寄つてうちに帰った場合には対象にするし、うちに帰ってから塾に行った場合は対象にしないと、これがはっきりしているというのです。これは子供の教育上たいへんな問題が出てくると思うのです。このところでは、つまり、学校と塾の間にうちのある子供が、万が一がする場合は何を考えたか、うちに寄らずに塾に行つて、それからうちに戻らなければいけないということになるのです。まあ少しの金だからといって、そういうわけにいかない。原則としてやっぱ、いまは大体うちに一たん帰ってから塾なりどこなりに行くという指導が行なわれておると思うのです。そのときに、この学校安全会のほうでそういう原則を立てるということになりますと、一つの教育という場から考えると、ちよつと問題が大き過ぎると思ひますから、この辺はやっぱり再検討してもらいたいと思ひます。

○説明員(吉川孔敏君) ただいまの件につきましても、安全会といたしまして従来見解が不統一だったということから、三十七年の二月十六日に理事長の通知で、災害共済給付の基準についてというものを提出しております。これを検討いたしま

す際に、こういうケースもあるというケースを寄せ集めまして、一応そういう基準を考えたわけでございます。そうしまして、その場合に、ピアノ塾とかそろばん塾、これは将来職業につく場合に必要だと、そういうものについて一応給付したかどうかという意見に基づきまして、原案としては入ったわけでございます。そのときには、学習塾とかそういうことは想定しておりませんでした。しかしながら、結果的にはそろばん塾とかピアノ塾とか入れば、それも入ってくるというふうな解釈になつてまいりますので、最近不当ではないかというふうな見解も出ておりますので、ただいま慎重に検討中でございます。ただ、その場合に、従来の件数から見まして、そういう申請は一件もございせんので、私どもは、それについてはまあ安心している次第でございます。

○鈴木力君 ちよつとほくの聞いたのは筋が違ふのだが、学習塾を入れることの是非かは、これは別のところかどうか、これは議論の対象になると思うけれども、そうじゃなくて、ぼくは学校からうちに帰る経路が問題だと尋うのです。経路によつて、うちに帰る前のものは学校管理下であり、うちに帰つてから塾に行くものは学校管理下の外だと。それはなるほど理屈からいへばそういうことは成り立つと思ふのです。公務員の通勤距離の場合に、通勤途上が公務かどうかという議論もありますから、そのときに、うちに帰る前に焼き鳥屋に寄つて帰つた分はまたうちに帰る前から公務だ、こういうふうな議論が成り立つとすれば、なるべくうちに帰らないで、なるべく速回りしたほうがいいという理屈にもなるが、おとなの場合は別として、子供の場合はやはり教育という問題が基本になってきますから、したがつて、塾なら塾を対象にするならば、一たんうちに帰つてから行く場合でも、帰る前でも、同じ条件で扱わないとぐあいが悪い、こういうことを、経路を言つておるわけで、対象を言つておるわけじゃない。

○説明員(吉川孔敏君) ただいまのおっしゃると

おりの問題があると思ひますので、同時に、その経路の問題、学習塾の問題も含めまして、今後やはり検討していきたいと考えます。

○千葉千代世君 じゃ、大臣、衆議院に行かれるそうですから、その前にひとつ伺っておきますが、先ほども質問の中にありましたのですけれども、やっぱり子供たちの掛け金というものは公費で全額負担してやったほうがいいんじゃないか、やるべきだと私は思っておりますけれども、文部大臣の見解はいかがでしょう。

○国務大臣(中村梅吉君) 先ほど事務局から御説明申し上げましたように、この安全会発足の当時いろいろと検討をいたしまして、半額だけは父兄負担にして、なおそのほかに、要保護世帯、準要保護世帯については本人負担のないようにというところで結論を得まして、この制度ができたわけでございますので、できることならば、なるほど全額公費負担のほうがすっきりしてよろしいんだと思ひますが、いろいろ財政上の関係等もございまして、今後ひとつ検討をいたしたいと思っております。

○千葉千代世君 いま鈴木委員が言ったとおり、学習塾やそろばん塾というのは、中央のほうに一件もないというのは、これは審査の委員の方々が、そういう申請がたぐさんありまして、そしてまあ保留されているというのが多いんです。で、いま、下校の途中学習塾へ寄って、それで家へ帰る、そのときのけがは認めるとなると、それじゃ学習塾そのものを認めるという結果が出て、それが出ていないとそれは適用されないわけなんです。だからそれは別のところで討論したいと思ひますが、やっぱりそれはいけないんだと思ひます。そうすると、やっぱり給付の不公平が出てくるんじゃないかということ、それから、それらの分を掛け金の値上げによって全体がしょっていくことになるわけですから、やっぱり負担の公平というものを、あるいは給付の公平というものを期す立場から、これはぜひ改め

ていただきたい、こういうふうに思っております。

それから、次に伺いますけれども、治療費の申請をしてからそのお金が来るまでには、大体どのくらい日数がかかっておりましたか。

○説明員(古川孔敏君) その月分の申請書を翌月の十日にまとめて出すということになっております。ですから、それから審査をいたしまして、大体二カ月目くらいには現金が手元に渡るといふ形になります。

○千葉千代世君 これはどの県ともそう思っているんじゃないですか。

○説明員(古川孔敏君) 特に問題がありました場合には、相当その審査に手間どる場合がございます。あるいは本部に照会するというケースもございまして、その場合はおくれると思ひますが、大体そういう方法になっております。

○千葉千代世君 私が聞いた範囲では、二カ月でやっているというのはいくつかの二、三件しかないですね、あとは大体三カ月です。ですから、お金の来るまで立てかえていかなければならないということが出てくる。そうすると、そのお金はだれが負担するかということになってくるわけですから、これも、それで、さっき申し上げた件と同じように、六月十八日の請求が十月七日にお金が来た。それから、七月一日の請求が、これまた十月七日に来了。さっきのは六月十八日ですから、約四カ月かかっていますね。その次の三カ月、その次も三カ月。それから、一つは、四十一年だといつと、九月十三日にしているのが四月の六日にお金が来ているわけなんです。それから、十一月十九日の二月十九日と、こういうふうになっていきます。それから、三カ月以前というのはないわけなんです。それで、これは東京の一例でございますけれども、東京あたりはかなり迅速にやっております。こうなわけですから、これは二カ月以内に支給されているというのはいく一部だと思ひます。

それで、要は、これは審査の都合もありまして、いろいろありましようけれども、やっぱりこれは早く支給するような指導性がほしいということ、それから、このおくれる中にいろいろな条件があるわけですから、たとえばこの事務は一体だれがやっているんだろかといふと、その場合の申請にしても、お医者さんが一ぺん行つてすぐ書いてくれなかったり、それから用紙を整えていたりしておそくなったたり、それから今度申告していきまうと、事務になれない方がずいぶんいますから、やっていますといふと安全会の方ではこれを突っ返してよすとか、そういうふうになってきて、これをやっているのはだれなんだろかといふことになる、これは先生方がやっているわけなんです。ですから、そういうふうにも考えていきますといふと、おくれる中の理由にもよりまうけれども、やっぱりたてまえとしては、早急に払つていくというふうに指導していただくたいと思ひます。それについて方針を伺つておきたいと思ひます。

○参考人(妹尾茂喜君) 安全会といたしましては、先生いまおっしゃいましたように、給付をできるだけ早くやりますように従来も指導してまゐっております。ただ、それに、やはり審査上いろいろ問題があるような災害のケースもございまして、そういう場合には、各支部の審査会の方にいろいろ時間がかりましたり、場合によりましては、その疑義について東京の本部へ問い合わせてまいりましたりして、かなり時間をとることがございまして、多くの場合、やはりできるだけ早く支給するようにしておりますので、今後その方針で指導してまいりたいと思ひます。

○千葉千代世君 二カ月以内に払っているという県はどことございましょうか。

○説明員(古川孔敏君) それは原則でございまして、従来の実績から申しますと、発足以来おくれましてきておまして、それを最近迅速にするよう指導いたしまして、最近の給付では大体七〇％ぐらいが二カ月以内で支払つておるといふふうになっております。しかし、そのおくれのあるものは御指摘のとおりでございます。私どもとしましても、安全会を通じてなるべく早く給付するようというふうにはいたしております。

○千葉千代世君 七〇％が二カ月以内とおっしゃるのですけれども、そんなにないのですか。それは県の報告がそうなっておりますのでございましょうか。

○説明員(古川孔敏君) 累計でございまして、二カ月以内のところはもつと早めていたたいといふこと、それからこの手続でございまして、たいへん手続がめんどうなんです。それで、子供がけがをしてから申請して返つてきて、お金の受け取りのほうを押しすまでに、一体何段階の手数がかかるのですか。たとえば、私の伺いたいのは、学校の先生方がほとんどやつておつて、お金集めの仕事がいふん種類が多いのです。この学校安全会にしても、先ほど審議官の方が、一年に一回の徴収だとおっしゃったのですけれども、これは一日で終わつたためしはないので、大体催促したりなんかして七回ぐらいの手数をとる。それからその払えない子供についての処置とか何かあって、たつたそれだけでも七回かかると。それで、今度は給食費だとか、PTAの会費でございまして、予防接種のお金でありますとか、ずいぶん、十種類以上のお金を集めていくわけなんです。そうしていきまうといふと、これはよほど先生方が事務能力をあれしておつてもやりきれない仕事がいふん多いですから、超過勤務にもずいぶんなつてくる。勤務量の調査にも入っていない。こういうふうになっていきますと、この学校安全会がたつた一回の徴収ですからとおっしゃつても、そういうふうには手数がかるというところは、やはり教員の超過勤務、労働力にもずいぶん影響してくるわけですから、それに見合う賃金、たとえば超過勤務手当ももらえないし、まあいろいろ波及してくるわけなんです。いま申し上げましたように、大体どのぐらいの手数がかかるものなんでしょうか。請求してから返るまで十何回の

段階を踏むというのですけれども、ほんとうなんですか。

○説明員(吉川孔敏君) まず、負傷いたしました場合には、本人を医者に連れていくわけですが、その理由で病気がかあるいはけがをしたかというところを、災害報告書をまず書くわけでございます。災害報告書を支払い請求書と一緒にいたしまして、設置者、教育委員会のほうに送るようになっております。これは学校の判を経由していただくわけですが、それから教育委員会でもとめて、何月分とまとめてそれを安全会の県支部に送付いたします。県の支部ではそれを審査いたしまして、金額が確定すれば、その金額を振替あるいは小切手、そういうもので教育委員会あてに送付する。そしてその逆のルートを通して学校に渡るわけでございます。で、こういう仕事はやはり学校の先生とかあるいは養護教諭の先生が当たっていらっしゃるわけでございます。で、手続としては大体そういうふうな手続だけでございまして、めんどろなことは災害報告書の内容を整理するというところにあるかと思っております。

○千葉千代世君 これは学校に事務職員の方がおつても、このことは先生方がやっていたらいい。養護教諭が担当していらつしやる。いないところだと、一切がつかいあふさつてくるわけですから、この事務についても簡素化ということですね、これはぜひ簡素化してもらわなければならぬということ、教師がそれをやらなければならぬという根拠はどこにありますか、というか、便宜的に学校の先生にまかしておけというところと、どうもつかいあふさつたものかどうなのか、どういふことなのでしょう。

○説明員(吉川孔敏君) やはり学校の管理下における災害ということになります、学校のほうで認定いたしませんと教育委員会ではわからないわけですから、はたしてそれが学校の管理下で起こった災害かどうか、こういう認定報告書をいただくわけでございますので、やはり学校の手をわすら

しませんと、安全会の手ではできないわけであり

○千葉千代世君 それに対してはやっぱり事務費やなんか全然ないわけですね。どういふことになっておりますか。

○説明員(吉川孔敏君) 学校のほうには事務費は差し上げてございせん。

○千葉千代世君 それで、掛け金のお金は治療費に回す、そのほかの事務費支払いのほうは、これは国のほうで持つと、こういうたてまえになっておりますね。設置者のほうを持つと、こういうことでしょうか。

○説明員(吉川孔敏君) いま御指摘のとおり、災害とかそういうものに対しては給付は掛け金から支払っております。それから、事務費のほうは国の国庫補助金並びに一部繰り入れ金から事務費を捻出しております。

○千葉千代世君 そうしますと、今年度の予算の中にこの事務費というものは一体幾ら計上されておりますか。それは資料がありますからいいですけれども、それでも実務を預かっている人には何にもいかなというところになるわけですね。

○説明員(吉川孔敏君) 安全会の事務費は二億三千二百萬くらい計上されておりますが、そのうちのほとんど大部分が人件費でございます。事務費は、やはり掛け金の一部から六千七百万ばかり入れましてそれをまかなつておる次第でございます。したがって、学校のほうには手当とかそういう類はいままで計上しておりません。

○千葉千代世君 掛け金の一部、六千七百万円を人件費のほうとか事務費に回しているわけなんですか。

○参考人(妹尾茂喜君) いま保健課長から御説明がありましたように、安全会の財政は、本部の人件費と事務費は全部国庫補助でやっております。支部が、各県の支部の職員、全部で二百三十人おりますが、その人件費は全部国庫補助でござい

り入れをやっております。

○千葉千代世君 支部の事務費を掛け金の中から負担する。その総計が六千七百万円……。

○参考人(妹尾茂喜君) 支部の事務費六千万円余りを掛け金の中から繰り入れて使つておるわけでございます。

○千葉千代世君 そこで、これはわきにそれましかれども、ある県の教育委員会の中にいろいろのセクションがあるわけですね。そのセクションでは、学校安全会は赤字だ赤字だといふけれども、とても金持ちなんだよと言ふから、どうしてですかという、よく、たとえば指導主事でもなんでも出ていくのには交通費がないでたいへん苦勞しているけれども、もう学校安全会の係の人は全部、こんな小さい事務員の人でもびつびつとチケットでもって自動車ではね回つてい

と。だから、そんなに赤字だ赤字だといふことはないでしようというのです。現に政府のほうでは安全会は赤字だと言つて……これは余談ですけれども、そういうふうになっているわけですね。掛け金のほうもルーズに使われているという。私にはあるのじゃないかと思うのです。この人はこれは故意に言つたのではなくて、現実と一緒にの庁舎におりますから、よくわかりますというところを言われたわけなんです。そういうこと、耳に入つたことございせんでしょうか。

○説明員(吉川孔敏君) ただいま御質問にございしましたように、確かに繰り入れ金額で支部の物件費をまかなつておりますが、この数といつたしましては、最近では人件費の全額を国庫補助にいたしまして、物件費のみになつておるわけですね。金額は七・七〇程度に繰り入れておるという形になつておりますが、従来安全会発足当時の申し合

わせといつたしまして、安全会が設置いたしました当初、まだ育ちません時代に、教育委員会の軒先を借りまして、物心両面の援助をしていただき、教育委員会の保護のもとに育つたわけでございます。しかしながら、人員も次第にふえてまいりま

して、現在では平均五名の人間をかかえております。また、管理者数もふえてきて、国庫補助の金額もふえてきた。總体的に事業費もふえてきたわけでございます。私どももいたしましては、有効にその費用を使うように指導いたしております。放漫な財政を認めておるわけではございせん。したがって、その点につきましては、本部と文部省と一体になりまして、監査を厳重に行なつております。

私どももそういう実態はさまざまに耳にしたことございせんけれども、もしそういう実態ございしましたならば、監査、指導で改めさせていただきます。

○千葉千代世君 いまお金の徴収のことで、一休幾種類くらいあるかと先ほど申し上げたのですけれども、これ、現場の先生方が子供たちからお金を集めるという種類は大体幾つぐらいあると思つていらつしやるでしょうか。これは初中局長。

○政府委員(斎藤正君) 学校によりまして違つたろうと思つておられますが、通常私たちの経験で知つておられますところでは、たとえば義務教育でありますれば、学級費と称するもの、あるいは教材費、これが入り組んでいるところもござい

ます。あるいは名目上図書費というところもござい

ます。あるいはPTAの組織で集めておるところもござい

ます。PTAの組織で集めておるところもござい

ます。PTAの組織で集めておるところもござい

ます。PTAの組織で集めておるところもござい

ざいせんから、私が申し上げましたものも、調査とか統計に基づくものではございません。なお、ただいま修学旅行の積み立て金というふうなものもございましょう。これはあくまで私が身の回わりを見て直接知っている実例を申し上げたものでございまして、学級経理事務の時間等につきましては、今回の教職員の調査の事務活動の一環として明らかにしておくものと思ひます。

○千葉千代世君 そのほかたとえば学校保健関係で予防注射、日本脳炎でございすとかインフルエンザでありますとか、そういうもの。たとえば種痘とかジフテリア、腸チフス、パラチフス、こういうのは学校病といつて別のあれでしょうけれども、こういうふうな学校保健一つとってみても、ずいぶんお金の負担があるわけです。自己負担がずいぶん多いわけなんです。ですから、綿密に拾つていきますとたくさんあるわけで、私がこれを申し上げたのは、こういうのは一体勤務量の調査の中に入ることかどうか、教職員の職務として、あるいは仕事として、ほんとの教育以外の雑務というか、事務というか、余分な仕事といひますか、そういうふうなものは勤務量の調査の対象になつてゐるのでしょうか。

○政府委員(齋藤正君) 今回の調査は、それが本来、将来にわたつて学校管理上どういふふうにかへられるべきかというその判断をしないで実態を見るということが主でございすから、いま現実に行なわれております各種のいまおっしゃいました集金事務あるいは計算支出等の事務、そういうものも一応計上してございす。

もう一つ、それが校務との関係いかんということとでございす。学校の仕事としてやるものにつぎましては、これはあるものは事務職員が、あるものは教職員にやつていただくという意味では校務になるわけにございす。ただ、今後の問題を考えます場合に、私は教職員の勤務といたしましても、あるいは学校管理といたしましても、その教育活動というものに主力を置いていただいで、できるだけいろいろなものについては整理を

するといふことは十分研究すべき課題だと思ひます。これは勤務の問題といふこともございすけれども、一面には学校の管理自体としても問題になつてくる事柄だらうと思ひます。従来いろいろな沿革がございまして、長所もございましてけれども、いろいろな学童自体のこと以外につきましても、学校が地域社会としていろいろ仕事を引き受ける、こういうふうなことも管理自体としても将来研究していくべき課題だといふように私は考へております。

なお、PTAの業務指導のように、これが本来学校の任務と考へるべきか、あるいは教職員の一人として参加する社会教育活動もその一環として考へるべきかといふような問題等も、学校の職務あるいは学校内における教職員の事務といふものを考へます場合に、これは研究していかなければならない課題だと、かように存じます。

○千葉千代世君 これはある校長さんが自分独自の教職員のほんとうの勤務の姿を調査してゐるわけなんです。文部省のほうの調査の項目といひか、内容とか範囲とかいふものですね、それは一応やると言ひました。そのほかに自分が校長として職員がどれだけの勤務量を持つてゐるかといふことを具体的に調べると、たいへん量になつてゐるわけなんです。ですから、いまこの問題はまだはつきりしないような初中局長さんのお答えではあります。私はやはりこの中で、たとへばいまの予防接種とかそういうふうなものは地域保健所のする仕事であつて、学校がこれを引き受けてやるべきことではないと思ひます。学校の中で、地域保健所と父兄の責任においてこれをなさせるといふことが本来だと思ひますが、いかがですか。その点について当局のお考えを聞かしてもらひたいと思ひます。

○政府委員(河上邦治君) ただいまの問題はやはり沿革もございまして、学校に父兄がたよるといふような面もございすので、この予防接種といふような問題につきましても、国のほうは地方交付税の積算を都道府県と市町村別に考へておりま

すから、これはおそらく保健衛生関係機関を対象にしてゐると思ひます。しかし、それを画然と割り切つてしまふといふのもやはり感情的な問題があるやもしれませんので、この点はもう少しわれわれのほうで検討したいと思ひます。

○千葉千代世君 これは感情的でもなければ何でもない。まことに具体的なものであつて、大体の国々を調べていただいたのでありますが、学校でこれを引き受けてやつてゐるというところではございせん。特に先進国ではない。ほとんど地域保健所を活用して、親の責任でやつてゐる。学校は教育の場として子供をつかまえる。学校病だけでもたくさんございす。そういうふうな日本脳炎の注射、インフルエンザから始まつてジフテリア、腸チフス、パラチフス、種痘とか、数えるにずいぶんある。これだけでもたいへんです。それもただいきなり子供をつかまえて注射するのじゃなくて、予備検査だのいろいろ仕事があるのです。そういう点から考へると……きょうは時間の関係でこのことばかり申し上げるわけにはいきませんが、とにかく基本的な考へて、保健といふものは家庭が責任を持つといふこと、学校の教育の場といふのはこれは切り離してきつちやるといふことが、いまの教育行政の中で一番欠けてゐるのじゃないか。これを特に強く要望して次に移ります。

○小林武君 関連。教員の仕事ですね、どういふ仕事か教員の職務なのか。このことは教員の超過勤務の問題を調査するにしても、はつきりした基準がないといふと調査のしようがないと思ひます。だから、これはたまたま話の横道にそれたのかどうか知りませんが、関連があつてそういうことになつたのですが、これについて何か明確でないものをいまちよつと感じておるのですが、感情とか旧來の行がかりとかいふ問題ではなくて、教員の本務といふのは一体何であるのか、いわゆる雑務といわれるのはどういふものなのか、そういうことをやはりここではつきりしてもらひたい。これは体育局長の仕事かどうかかわらない

が、どなたか係の人に答へてもらひたい。それから、もう一つ、いま初中局長がそれらについて何か将来考慮するといふような意味の御発言があつたようですが、これは一体考慮するとしたところで、いまのような定員の状況、いまのような一休学校の職員構成の中でどういふふうにか考慮できるのか。そのことはたとえば定員をふやすとか、事務職員を増加するとか、養護教諭をどうするといふ具体的な計画がなければ出てこないわけですが、個人的見解は聞く必要がない、しかし、初中局長がそういうことを非常に個人的に感じておるということはたいへんけっこうなことだ、われわれも歓迎いたしますが、そこは一応職務官にお尋ねいたしますが、一体そういうことを具体的に検討するような段階に來ておるのかどうか。その検討をしようといふお気持ちがあるならば、一休教員の定数その他先ほど述べたことについて、増加とかなんとかといふことの考へを持つておるのか、その点、ひとつお答えを願ひたい。

○政府委員(齋藤正君) 先に私がお答えさせていただきます。

教職員の定数の問題につきましても、高等学校段階、それから義務教育諸学校段階といふいろいろな法案の御審議の際にも御指摘いただきました。いま定数問題についてどういふ考へを持つておるか、どういふ具体的な研究をしてゐるかといふことは、定数問題につきましても、義務教育の諸学校につきましても四十三年度までに完成すべき五カ年計画といふものを完遂することに全力を注いでおりまして、現在の標準法の充足といふことを当面の課題といたしております。高等学校の問題につきましても、先般来いろいろ御指摘がございましたけれども、これにつきましても、高等学校の先生のあり方、あるいは今後における生徒数の実態等を勘案して検討してまいりたいと思ひます。

私の申しましたのは、個人的なことを申し上げ

てかえって恐縮でございましたけれども、私は実は、学校の仕事として現在与えられておるもの、あるいは地域社会にあっていろいろな役割りを果たしておる仕事、そういうもの自体も私としては課題として研究をしてみたいという気持ちを持っておることを申し上げておきます。

それから、現在それでは学校の管理という観点でいかなる仕事があるという時間で実際に配分されて行なわれているかという実情につきましても、本年度調査をいたしますから、その点についてはほぼ研究すべき課題というものが明らかになってくるのではないかとおもうことを申し上げたのでございます。

○政府委員(中野文門君) ただいまのお尋ねでございますが、初中局長がひとまず御答弁申し上げますが、静かに考えてみますと、先生の責任ある勤務——責任あると申しますと、義務と申しますか、職務の内容はどの辺までで筋を引くべきかという問題は、これは大事なことでございます。本年度勤務量を中心とした各般の調査をやることも、その調査の結果に従いまして、いろいろな観点からさまざまな答えが出てくると思っております。先生の本来の仕事というものが、答えが出た場合には、現実に現場において働いておる先生方が本来の仕事だけで済まされるかどうか。ただ、本来の仕事に付随して、たとえば一年生から一年生の学級を担任しておると、持ち上がりの場合にはそのクラスをもう一年さらに持つという場合には、教室を通しての先生の本来の仕事に関連をいたしましたさまざまな、あるときには親として、兄として、兄弟としての立場から進んでお世話をする仕事も出てまいりましょうし、しかし、そのこと自体が先生の本来の勤務量よりも——勤務量と申しますと、勤務の実態から、当然それは別の形でそういう世話なり仕事をすべきであるという答えがかりに出たような場合も考えられます。そこで、この調査を、本年いたします調査を中心にして、もうそろそろ、終戦後相当な年月もたつております今日、先生方の地位とい

うもの、本来の仕事というものの、しかも現実やられておる事柄がこうした委員会を通して、私どもが聞くだけの場においても相当難然とした未整理の、明確を欠くような事実上の相当な勤務量があることも私どもここでよくわかるのでございまして、そういう点につきましても、ただ先生が家庭の延長のごとく、自分の子供のような気持ちでその子供、その学級、与えられた学級の生徒を世話しておられることについて、社会と申しますか、国と申しますか、自治体と申しますか、その側が甘えて、そのまゝの状態であつて、先生はかわいいてあれだけ世話をしてくるのだからと、甘えておる事柄ではないと思ひます。それは先生みずから口でおっしゃること以外に第三者と申しますと、国なり地方公共団体なり、公の側に立つておる方、静かに先生の勤務の姿を見つめて、そして納得のいけるような状態でお仕事をなさるか、気をつけて直すべきは直し、いたさなければならぬ。えらい常識的な答弁でございますが、まあ本年勤務量を中心して文部省の手で調査をやるということになっておりますので、先生方の御注意、御意見も承りながら、前向きな姿勢で、先生の勤務の実態を把握して、その実態が、あまり先生以外の者が甘えて過ぎて仕事の量が自然に雪だるま式にふえておるのではないかと、あるかとかというような答えも出てくるかと思ひますので、十分にひとつそういう点は注意を払って、先生の側にも御無理のないように検討いたしたいと、かように存じます。

第六部 文教委員会会議録第十四号 昭和四十一年四月十九日 【参議院】

○小林武君 最後の一つだけ申し上げますが、教師の仕事は何かといったら、これは免許状を持つてやっているのですから、その免許状によつてやる仕事は教師の仕事だと思ひます。しかし、現実の問題として、教師がやらなければ事実上学校の運営ができないという実情の中に置かれますという、これはやはり教師としてはやむを得ずといふ話があつたように、子供のかかわりあひでもの

を考へる場合には、そういうやむを得ずといふのが非常に、今度はもつと自分の立場から積極的に、子供のためにやるんだから一生懸命やろうというふうな気持ちになつて、非常にまあみずからまた仕事をふやすというふうな性癖も実はこれはあるのです。これは経験者はみなそういうことが反省できるだらうと思ひます。したがつて、仕事の量というものは、ほくら野放図もなく広がつていくと思ひます。しかし、これを解決するにはまあ道はないわけでは、これはもう行政的な立場での道を講じなければ——ただ、教師がやめたという場合には、運転を中止するわけだから、だからそういうやり方はこれは現実問題の処理上困るでしょう。ひとつ今度の調査にあたつてはもちろんですけれども、調査の結果が出ましたら、やはり今度は対策というものについては思ひ切つた措置を、ただいまの政務次官のお話だといふと、積極的な意気込みも見られますので、そういうふうにお当たりくださることを要望として一つ申し上げておきます。終わります。

○千葉千代世君 このけがをした場合に、校長先生に言つて、自分の成績が下がると困ると、このごろ無事故表彰とかあるものですから、ついでによつてはけがをした場合、たいしたことではなければ、これはPTAのお金で払うとか、学校安全会に申請しても、さつき言つたように三月もかかると。だから、まあPTAで立てかえておこう、こういうことがずいぶんあるそうです。現に学校の先生方に聞いてみましたところ、それはほとんどだつて——百円から請求できるんだそうです。ね、百円から。現実にはまあ百円というところはないうだらうけれども、二百九十六円が最低に低かつたそうです。そうすると、半分しか出ないですから、めんどろだから、骨折ぐらいであつても、これから校長さんが腕ふるいまして、安全教育をおれの学校でやっているのに、こんなに子供がけがしたんじや成績に關係するからといふて、ずいぶんないしょにしている人がある。そんなばかなこと、校長先生ともあらうものがそんなばかこと

とないと言ひましたら、いや、それがずいぶんあるんですよ、こう言うのです。そんな点お調べになつたことございせんですか。

○説明員(吉川孔敏君) 数年前無事故の表彰が各支部で盛んに行なわれました当時には、そういう事態もあつたやうでございます。しかし、かえつてそういうことが子供のためにはならないということで反省をいたしまして、安全教育を浸透していく行なつておる学校、これを表彰しようといふうちに切りかえてきた支部もだいぶんございまして、最近はその事例は減つておると存じております。

○千葉千代世君 不具庶疾になつた場合に、これは十万円が限度というのですが、そのとおりでしようか。それで、十万円足りるのか足りないのかという問題ですね。

○説明員(吉川孔敏君) 庶疾の場合は一級から十四級までございまして。最高十三万円から五万円までの範囲内で、等級によつて見舞い金を支払うことになつております。死亡の場合は十万円だけでございまして。まあ十万円とおっしゃるの、死亡のほうじゃないかと思ひます。

○千葉千代世君 どちらにしても、十万円じゃたいへん少ないように思ひます。で、私、確かなデータはあまりありませんが、これは、いまちよつと見た感覚で、なくなつて十万円は安全会から、これはたいへん少ないように思ひますので、この点も検討していただきたいと思ひます。

○説明員(吉川孔敏君) 実はこのたびの改正にあたりまして、掛け金の改定にあたつて、この見舞い金を引き上げるべきだといふ議論も相当あつたわけでございますが、しかしながら、医療費のほうだけでも相当の額になりますのに、さらにこちらの限度額を引き上げますと、かえつて掛け金にはね返りまして相当の父兄負担にもなるというところから、今回はこれを見送つたわけでございます。

○千葉千代世君 もう一点、移送看護の場合に、

二〇〇近くと訂正いたします。一八・二七〇。

○鈴木力君 パーセンテージはどうか知らぬけれども、三十七年は八千五百万ですね、事務費の繰り入れは、それでそれはよろしいです。かつて二〇〇出したから七・七〇は少ないという、その解釈は、経緯からですね、事務の責任は、これも私の読んだ限りにおいては、管理者が地方公共団体である場合には、地方公共団体が事務を行なうという責任がはつきりしておりますね。そういったことは、私はどうもふに落ちないのですけれども、掛け金から持ち出すということ、これははつきり持ち出ししてもいいということ、これも書いてないでしよう。事務費は掛け金をもってまかなうという原則はないわけだ。そういったこと、事務の主体はどこかということがあつたわけですから、事務の主体は市町村だ。それに国がこれだけの一部を補助することができるといふふうにこの法律は読むべきじゃないかと思いますが、この辺について伺いたい。

○説明員(古川孔敏君) これは国の行政事務の一部を肩がわりしている形でございまして、健康保険あるいは国保、共済と同じような種類でございまして、そういう保険の形態におきましては掛け金から事務費を大体一五〇限度まで使っているようにございまして、したがって、最初発足当初におきましては、やはり保険の形態で大蔵省のほうに掛け金からまかなうべきだという筋を出されたわけにございまして、その後われわれのほうでは極力国庫補助を多くするという努力をいたしている次第でございまして。

○鈴木力君 どうもはつきりしないと思うのですがね。健康保険に見習つて一五〇までいい。それもどこかにいつていふことであつて、この法律の限界というのとはつきりしてないでしよう。他の法律と似たような法律がある場合にはそれをやるんだなんていうことが、この法律を制定するときの速記録なんかではつきりしてありますか、それは。

○説明員(古川孔敏君) そういうこと、速記録で私まだ調べておりませんので、あとから調べてみます。

○鈴木力君 そういうことになりましたと、繰り返してもしょうがない。私はやっぱりこれは掛け金から原則としては事務費には回すべきでないという気持ちを持つていて、そうしてこれは学校安全会法から、施行規則から、どこを讀んでみても、掛け金から一部でも負担するという文句はないわけだ。その点は、その方向に検討してもいいわいし、努力をしてもいいわい。それから、もしも、これは事務費を掛け金から回すということとが是認される場合は、最高限度額を示していなかったら、これは容易なことじゃないと思ひますから、そういう点も野放しに出すというよりなことを、皆さんのほうで文部省と大蔵省が話し合つたらどうなりませんかというよりは、二度と繰り返してもらわれないようにはつきりしていただきたい。このことをひとつ要望申し上げます。

それから、續いてもう一つだけ伺ひますが、この一億七千万円ですが、赤字の見込みということ、掛け金が値上がりになっておるわけだ。私がこの経理を見ますと、ここに出されておる資料によりまして、おそらくこの三十九年度の決算で、前年度繰り越しというのは、三十八年度の赤字だと思ひます。欠損金だと思ひますね。それが三千四百五十二万二千円、そして四十年の分は二千八百十四万一千円になっておるわけだ。欠損金が逆に減つておる。そういったことは、時間がたつていくなか、欠損金は減つておるわけだ。今度値上げをするというところは、医療費が値上げになるという理由からで、それ以外には考えられないと思ひます。そういったこと、今度の掛け金値上げによつて増収になる分は一年分、幾らなのか、それと赤字見込みと比べておる一億七千万円の根拠と比較、この辺について説明をしてもいいわい。

○説明員(古川孔敏君) ただいま御指摘の三十九年度の決算、これは二千八百十四万一千円の赤字でございまして、これもやはり四十年度には前年度繰り越し金といたしまして同額を計上いたしております。その年度の赤字金が一億四千二百三十九万九千四百五十二万二千円、これと合わせますと一億七千万円になるわけにございまして。したがって、

○鈴木力君 ちょっと、そのところをもう少し聞きたいのですが、経理はこうなつておるんでしよう。前の年の欠損金が出たものは欠損金として翌年に繰り越さなければならぬというところでしよう。この法律はそう書いていますね。そういったこと、三十九年に欠損金が出たのは三十八年の欠損金が繰り越されておるわけにしよう。そういった繰り越しが續いてきて、欠損金として繰り越されておるわけだ。ふえたり減つたりはしてはいるけれども、差し引いていふわけですね。そういったこと、いま二千八百十四万一千円ですが、これが繰り越しの一番のこの年度における終結じゃないのですか、このほかに一億四千円という欠損金はどこから来ておつて、これが何に計上されておつたのですか。

○説明員(古川孔敏君) この表では差し引き金とございまして、翌年度に繰り越すべき金になるわけにございまして。したがって、三十九年度の二千八百十四万一千円が三十九年度の赤字というのになります。それを決算いたした際に、四十年の前の年度繰り越し金としてそれを持つてきまして、その年度のプラス、マイナスと合わせまして、差し引き金を出すわけにございまして。この表の四十年の一番上の欄を見ていただきますと、掛け金額から給付金額を引いた金があるに赤字で、六千六百一十三万三千円ですが、これだけ出ているわけにございまして。そのほか預金利息等は黒で入つておりますが、繰り入れ金並びに支払準備金等がございまして、一億四千二百三十九万九千円の赤字がその年度だけで出てきております。これを前年度の繰り越し金と相殺いたしましたして一億七千万円になるという形でございまして。

○鈴木力君 どうもわからぬですね。くどくど申しわけないですけれども、こよくわからぬのですが、いまの欠損金が出たら翌年に繰り越さなければいけない、それが原則ですね。そういったこと、この安全会が発行した年にかりに幾らか欠損金が出た、そうすると、翌年にそれは欠損金として繰り越してなつておるんでしよう。そうしてその収入のところで相殺されているわけですね、収入のところで。一応そこから、たとえばこの三十九年度でいいますと、三十八年度の欠損金というのが三千四百五十二万二千円にしよう。そういった繰り越しが繰り越されておるわけにしよう。それで差し引かれておるわけだ、事業収入として差し引きになつておつて、それでもなおかつ支出のところでも二千八百十四万一千円という欠損金が出た、これは四十年に繰り越してなる欠損金だ、こういったことなんではないか。

○説明員(古川孔敏君) ただいま掛け金の収入のほうからそれを、前年度の繰り越し金を相殺するとおっしゃいましたが、そういう形になつておるにございまして、収入は収入で別に計上いたしております。したがって、四十年に前年度の掛け金額よりも低い掛け金に入つておるものは児童生徒数が減少したということにございまして。したがって、この欄では相殺いたしております。前年度の繰り越し金は差し引き金を下から二番目の欄に全部移しかけて決算しているはずでございまして。したがって、前年度の赤字はそのまま翌年度赤字として持ち越して、その年度の赤字と相殺するという形式になつております。で、この四十年で申し上げますと……

○鈴木力君 いや、四十年のやつはこつちに資料がないから、三十九年度で説明してもらわなかつた。……三十九年度決算。

○説明員(古川孔敏君) これはお持ちじゃございせんか、三十五年度以降の収支状況」というのを。

○鈴木力君 ああ、それじゃわからないんだ。ほくの言っているのは、やはり収支決算報告というより形式でないとわかりません。三十九年度の収支決算報告でよくは見ていたわけだ。

○説明員(吉川孔敏君) 私、こちらの表で説明いたしておりますので誤解があったかと思ひますが、この表におきましては、おつしやるとおりに決算でございますので、一応バランスをとった形にしてあるわけでございます。したがって、次年度繰り越した欠損金二千八百万円は支出のほうでプラスの形で出ております。したがって、七億七千四百一十一万四千円でございますが、こゝういふふうにはバランスを合わせた形になっております。しかしながら、実際はこの二千八百一十四万一千円が次年度に欠損で繰り越すという形になります。

○鈴木力君 そこで、その二千八百一十四万一千円が赤字として、欠損金として繰り越すことはわかるのだ。そのほかに一億幾ら欠損金があるのですという説明がわからぬというのです、ほくはこの報告書からは。

○説明員(吉川孔敏君) ただいまの二千八百一十四万一千円は三十九年度までの累計の赤字でございます。で、四十年度におきましては、こちらの表をのぞいたのだかと思ひますが、三十九年度以降の収支状況の推計でございます。この資料は四十一年度の予算説明いたした際にこれを使用いたしましたので、そのまま持つてまいったわけでございますが、現状とは若干違つておるかもしれませんが、一応掛け金値上げの事態におきましてこれを使いましてのために、この資料を使わせていただきますと存じます。

で、四十年度におきましては、先ほどちょっと御説明いたしましたように、掛け金額よりも給付金額がふえてきております。すでにこゝで六千六百一万三千円という赤字になっております。それに預金利息は黒でございますけれども、事務費の繰り入れ金とか、その年度の支払い準備金の積み

立てとか、こゝういふのを合わせますと、その年度におきまして赤が一億四千二百三十万九千円ということになるわけでございます。したがって、一億七千四百五十万になるという推計でございます。

○鈴木力君 やはりこれをね、三十九年度のやつをこゝういふふうには収支決算書という形に出しておでしよう。同じような形で出してもらわないと、特にこの掛け金がどれくらいになつて、それが給付がどれくらいになるかというこのその差額だけ出しておいて、これだけ赤字になりますというふうな経理の報告じゃ、とてもほくは議論にならないと思ひます。

○説明員(吉川孔敏君) 決算は五月の二十日にしか出てまいりませんので、それを本年度の予算に使うわけにまいりません。したがって、三十九年度の決算から推計をしたわけでございます。したがって、四十年度につきましたは、決算ができた次第で御報告いたしたいと思ひます。

○鈴木力君 それで、三十九年度の決算から推計をした、そうすると、三十八年度の累計赤字は三千四百五十二万二千円、そして三十九年度が、一年繰り越すやつが二千八百一十四万一千円です。逆に減つていふんです。三十八年、三十九年と減る傾向なんですね。四十年度に来てはかつとふえるという、そこが資料にははつきり出ていないわけです。それがこちらの数字を見てくだされいと言われると、この掛け金と給付の差がマイナスになつていふんですという数字だけ出てくる。それがこの資料に出ていないというところ、推計の医療費の値上がりが出てくれないということ、そのくらいしか根拠がないぞというところを私は聞いています。

○説明員(吉川孔敏君) この推計表だけからはそういう赤字の理由が出てまいりませんので、次の表の「三十五年度以降の給付実績」、この表を、ミズプリントになっておりますが、見ていただきたいと思います。一番下の欄を見ていただきたいと思います。昭和三十五年におきましては、負傷疾病から廃疾、死亡、全部含めまして、給付件数が三十七

万件でございます。それが三十六年にいきますと、五十一万六千件、三十七年は五十五万五千件、三十八年は五十五万二千件、三十九年は五十三万一千件と、こゝでは件数は減つております。しかしながら、給付の額から申しますと、次第にふえてきていふ傾向があるわけでございます。

その理由がいたしましては、一件当たりの平均給付額、これが非常に上がつてきたということが言えると思ひます。三十五年の平均給付額は負傷疾病で六百六十七円でございます。三十六年は七百九十一円、三十七年は九百五十四円、三十八年は千五百一十四円、三十九年は千二百九十六円、これが実績でございます。こゝういふ値上がりのカーブを描いてきております。これは三十九年度につきましたは、四十一年の一月に九・五％アップがございまして、わずかに二カ月分の影響しかこれに入っておりません。したがって、こゝういふ材料を寄せてみますと、今後の医療費の値上げの状況を推計した表が次のグラフでございます。

○鈴木力君 わかりました。それで、たとえば三十八年から三十九年度に医療費は値上げになつていふが、欠損金は少なくなつていふ。その前の年が二千何百万で、翌年が一億四千幾らと一ぺんにふえるわけですから、これは掛け金の増額とからむわけですから、その推計表のもう少し詳しいのをあとで伺いたい。時間かかるだけで恐縮ですが、この点についてはきょうはもうやめます。

もう一つだけ伺いたしたいのですが、こゝういふ問題がたぐさありますから、特に掛け金という問題とからんでいふわけですが、安全会の運営について一つだけ伺いたしたいわけなんです。運営審議会というのがある、きわめて民主的に開いていふの、大体このように審議をしていふわけなんです、安全会の運営審議会の構成は、法律によりまして、安全会の関係者と学識経験者、こゝういふことになつておるわけなんです、負担側から、いわば父母側とい

いますか、父母側の代表というふうなそういう立場の人は運営審議会の委員に入つておるのかどうか、あるいはどの程度に入つていふのか、あるいは地方の教育委員会なら教育委員会としての末端の事務の責任のある立場からの人たちがこの構成メンバーにどの程度に入つていふのか、ちよつとそれを伺いたしたいわけなんです。

○参考人(妹尾茂喜君) 運営審議会の委員の中には、いまおつしやいました父兄の立場を代表する方々も入つておられます。それからPTA協議会の全国的な代表的地位におられる方、それから学校関係の立場からは、高等学校、中学校、小学校のそれぞれ全国の連合会がございしますが、その会長さん、それから末端支部の実際の仕事をやつておられます。こゝういふ事務の主任の方々も入つておられます。そのほか学識経験者、医療関係の詳しい方も入つておられます。

○鈴木力君 もう一つだけ伺ひます。さつき聞いてちよつと聞き漏らしたのですけれども、今度掛け金を値上げして、その掛け金の収入増の見込みはどれくらいになりますか。

○説明員(吉川孔敏君) いまの御質問でございますが、四十一年度の掛け金の収入見込みは一億二億七千五百二十万円というふうには推定をいたしております。

○鈴木力君 増による増収見込みは。

○説明員(吉川孔敏君) 児童生徒数が減少いたしましたので、現実には……

○鈴木力君 正確なものは要らない。

○説明員(吉川孔敏君) 五億三千万円程度です。

○鈴木力君 そうですね。そうすると、これもおかしなわけですね。欠損見込みは一億四千万円出るところに五億の掛け金を今度取つていふわけですね。これもやつぱり毎年掛け金は操作できるのだから、一億四千万円の赤字が、欠損金が出そうなら、一億四千万円ぐらいに見合う掛け金の増額でいいわけですね。そのところが五億になつていふ。その辺、これはもう時間がないから、あまり質問してお答えをいただかないで、私の意見を申し上げます。その辺やつぱり掛け金が高いという印象を与えるのです。

もう一つは、事務費に相当した回されるのじゃないかという疑いを私は非常に強く持たざるを得ません。したがって、私のほうからははっきりとここで要望しておきますが、少なくとも事務費は、一番しりが出ておったと思うのですが、さつきは事務費はゼロにすべきだと言いました。これはゼロにするように御努力をお願いしたいのですが、直ちにできない場合にも、現在の六千何がし、これ以上、今度の掛け金増額によって事務費に回る量がふえるということが絶対にないようによりやうにやっていたきたい。この要望を申し上げて終わります。

○林塩君 私は一点だけ伺いたいと思います。この表を見ますと、いまの給付額の増額については大体わかりましたが、ただ、給付件数が非常にふえている問題について伺いたいわけですが、その給付件数のふえているのは、高等学校において五年間に倍になっている。この内容については御検討になったことがありますか。私が心配しておりますのは、こういう学校の安全のためのいろいろなことが同時に進められていなければ、ますます案件がふえていくと思うのですが、それについてお答えいただきたいと思います。

○説明員(古川孔敏君) 安全会の負傷のおもな原因といたしましては、学校の管理下でございますが、小学校の場合では休憩時間中の事故、それから中学校は休憩時間中の事故がやはり多いでございますが、特別教育活動の事故もふえております。高等学校に参りますと、特別教育活動、いわゆるクラブ活動の事故が圧倒的多数を占めております。したがって、サッカーとか、あるいはラグビーとか、機械体操とか、野球とか、そういうふうなクラブ活動の事故、これが多いので、最近体育局長名でスポーツの事故の防止につきまして通達を出しまして、体育時間中並びにクラブ活動中の事故を減らすように指導を通達を出していただいております。また、現実には、学校安全といったしましても、安全会に、先ほど申し上げました研究指定校といたしまして、クラブ活動の事故をどう

うすれば減らすことができるかという研究も進めておりました。この点につきましてはわれわれのほうも努力いたしております。

○林塩君 もう一点。その点については十分に御注意はいただきたと思うのですが、よくスポーツの行き過ぎとか、あるいはその辺のときの処置ができていないということのために、頭を打ったとかいうようなことで、優秀な人がそのままだらになつてしまふようなこともございますが、そのようなことが起こらないようにすると同時に、また適切な処置ができませんようになるとがなされなければならぬかと思いますが、この点、安全教育で御指導がいただきたいわけですが、以上です。

私は終わります。

○千葉千代世君 時間もおそくなりましたのですが、私は、学校医の問題に触れる問題でございますので、学校医について三点だけ質問させていただきます。

その第一番目は、勤務状況、二番目は報酬のアンバランス、それから学校医をいまのままでではなくて、やはり専任制に切りかえていくべきではないか、こういう点から質問申し上げますが、この表で見ますと、学校医の勤務日数がずいぶんばらばらなんです。学校医の勤務について規定か何かあると思うのですが、それによりますと、一月大体何回くらい学校に出席するようになっていくのでしょうか。

○説明員(古川孔敏君) 学校保健法の省令には、職務の準則がございまして、何日出動しろというふうな規定はございません。したがって、実際は、その学校の実態にあわせて出勤をしているという状況でございます。

○千葉千代世君 これは県によりまして、大体学校医会と相談して、平均一月に四回くらい出るというふうな申し合わせで出ているということなんです。県によつて、ですから、申し合わせが徹底していないところ、あるいはいろいろな事情によつて出ておられないところがある、職務の状

況を見ますと、茨城が五日でございますね、年北海道が三十日、一番多いのが愛知の四十二日、同じく少ないのが、茨城と同じように少ないのが徳島の六日、こういうふうに全国ばらばらなんです。これはきょう時間がありませんので、省略いたしますけれども、こういう点は、やはり学校医制度そのものがずっと明治時代からの踏襲であつて、ちつとも改善されていないですね。ほかの学校保健については年々改善されていってあるし、実績もあげておりますけれども、ひとり学校医制度だけ旧態依然として何ら変わっていないところ。

続いて、報酬の点ですが、北海道の二万四千円から始まつて、茨城の八千円、こういうふうには三万二千円、三万六千円、こうずつとあつて、一万六千円、一万八千円と全部違つていっているわけなんです。そのほかの東京の例をとりますと、目黒は年に十万円、それは都の出すほかに区を出している。こういうふうになつてきますから、そこでは学校医は出席率がいいわけなんです。反対に江戸川にいきますと、新しい学校医さんが一生懸命出るといふと、古い学校医さんが困るものですか、そんなにおまえさんばかり行くに困るのだというところで、ブレーキをかけて、学校医同士でかいていく。それを何らか規制するものなければ、いわゆる努力しなければならぬというふうな指導性もないというふうになつておきますので、ですから、この点について、このままほうっておいたら、学校保健の進展どころか、非常なマイナスになつていく面が出てくるのじゃないですか。そういう点で、やはりこれは抜本的な学校医制度の改革とともに、専任制を一時東京都で置いたように、学校医と申しますか、技師と申しますか、その専任制の制度をやはり置いたらいのじゃないかという声がかかなり強いのです。そういう点についてどうのうに考えていらっしゃるか、まとめ御答弁いただきたい。

○政府委員(河上邦治君) ただいまお話しのとおり、学校医の報酬につきましては非常に各県とも

アンバランスでございますが、一応学校医の報酬は、地方交付税の積算に学校医、学校歯科医は二万二千円、学校薬剤師は一万円というふうな積算があるわけでございますが、これですらすらわれが十分だと思つておられません。したがって、今後この報酬の著しい低額のものにつきまして、現在もやっておりますけれども、増額するようには都道府県を指導してまいりたいと存じております。

なお、抜本的に専任制にしたかどうかということでございますが、これはそのほうが望ましいと私は思いますが、実施等につきましてはいろいろの問題もあるように考えられますので、この点につきましては、いましばらくひとつ検討させていただきます。

○千葉千代世君 専任制と同時に、専門医制度が必要じゃないか。特にこのごろ子供の心臓病がふえてきた。そうすると、今度は学校医に行きましても、心電図をとらないところもあるわけでありま。そうすると、やはり手おくれになるという例がかなりございまして、専門医制になりま。というところ、たとえば区なら区に、心電図なら心電図を何台か買つておいて、あるいは学校に行つてやる場合もいいでしょう、一まとめにしてやる場合もいふのです。そういう点なんかについて、これは相当考えていただかないと、運動ばかり奨励してしまつても、その反面、体育の振興と云つても、子供の体力に合わない点が出てきたという点を考えていった場合に、やはり基礎的に子供の健康を守るといふ点から、その一環としての学校医制度が改良されなければならぬと思ふのです。時間がありませんので、このくらいにしておきたいのですが、この点についてまたの機会に詳しく質問したいと思ひます。

一 べんこれは文部大臣に要請しておきますが、学校医制度について、報酬と勤務上のいま申し上げましたような、これもごらんになれば別に説明しなくてもおわかりになつていただけたらと思うのですが、ひとつそういうことを検討する制度です

か、審議会ですか、あるいは委員会でもいいので

すけれども、そういう点をひとつ考えていただきた

たいと思うのですが、ほかに何かいい改善方法が

あります。いま審議会から改良していただきたいと

おっしゃったのですが、いきなりいきなりで毎年

過ぎてはまずいのですが、これは明治何年です

か、三十何年かにできたまままだそうです。ただ報

酬が少し上がったのですけれども、いま

言ったように交付税ももつてありませんから、

積算基礎だけでも、県にいけばみなまちまちで、

報酬が出ていないといつてもこの程度であります

から、ひとつそういう点は本腰を入れて、改善の

具体策を、当面考えていることがあつたら出して

いただきたいのであります。いかがでしょうか。

○政府委員(河上邦治君) ただいまのお話でござ

います。保健体育審議会という審議会がござい

ます。その中の学校保健分科審議会、このほうでこ

ういう問題につきましても御検討願うことができ

ると思ひますので、十分に審議会の先生方の御意

見等を拝聴いたしてまいりたいと、かように考え

ております。

○千葉千代世君 その保健体育審議会のある方々

に伺つたのですけれども、なるほど困つたな、そ

うしなければならぬ、学校医会は……

委員長、ちよつと速記をとめてください。

○委員長(二木謙吾君) ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

です。

○委員長(二木謙吾君) 他に御発言がなければ、

本件に対する本日の質疑はこの程度にいたしま

す。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十分散会

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、教育職員免許法の一部を改正する法律案

(松永忠二君外一名発議)

一、産業教育手当法案(小林武君外二名発議)

一、日本育英会法の一部を改正する法律案(小

野明君外一名発議)

一、日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の

貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に

関する法律案(小野明君外一名発議)

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七

号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

15 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者

(第六条第二項別表第三により次の表の第一欄

に掲げる高等学校教諭二級普通免許状の授与を

受ける資格を有する者を除く。)に対して教育職

員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校

教諭二級普通免許状を授与する場合における学

力及び実務の検定は、当分の間、同項の規定に

かわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定め

るところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、高等学校において理科を担任する教諭の職務を助ける職員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することと必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得することと必要とする最低単位数
受けようとする免許状の種類	イ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。 ロ 高等学校を卒業すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	五	五〇
高等学校において理科を担任する教諭の二級普通免許状	ロ 高等学校を卒業すること又は文部大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること。	一〇	九五

備考

一 第五条第一項別表第一備考第一号並びに第六条第二項別表第三備考第一号、第三号及び第五号の規定は、この表の場合について準用する。

二 第三欄に掲げる「高等学校において理科を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校において理科を担任する助教諭及び高等学校において理科を担任する教諭の職務を助ける実習助手(文部省令で定めるものに限る。)をいい、実習助手について証明をすべき所轄庁は、文部省令で定める。

三 この表により高等学校教諭二級普通免許状を受けようとする者の在職年数のうちに、高等学校において理科を担任する助教諭として在職年数が含まれているときは、第四欄中の「五〇」とあるのを「五〇」から高等学校において理科を担任する助教諭としての在職年数に応じ文部省令で定める単位数を差し引いた数(その数が四五未満となるときは、四五)と、その数が四五未満となるときは、四五)と、

「九五」とあるのを「九五」から高等学校において

て理科を担任する助教諭としての在職年数に応じ文部省令で定める単位数を差し引いた数(その数が九〇未満となるときは、九〇)と読み替へるものとする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

産業教育手当法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、国立又は公立の産業高等学校において産業に関する学科における教育、事務その他の職務に従事する教職員等に対して支給する産業教育手当に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、「産業に関する学科」とは、農業、水産、工業、商業、家庭又は商船に關する専門教育を主とする学科をいい、「産業高等学校」とは、産業に関する学科を置く高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校で高等部に産業に関する学科若しくは産業に關する課程

(産業に關する学科に相当するものとして文部省令で定めるものをいう。以下同じ)を置くものをいう。

第三條 国立の産業高等学校の教職員の産業教育手当(本務として当該産業高等学校の校長の職にある者に限る。以下同じ)及び教員、事務職員その他の職員(本務として産業に關する学科又は産業に關する課程における教育、事務その他の職務に従事する者で常時勤務に服することを要するものに限る。以下同じ)には、その者の俸給月額百分の十に相当する額をこえない範囲内において、産業教育手当を支給する。

2 前項の産業教育手当に關し必要な事項は、文部大臣が人事院の意見をきいて定める。
(公立の産業高等学校の教職員の産業教育手当)
第四條 公立の産業高等学校の校長及び教員、事務職員その他の職員の産業教育手当は、前條の規定による国立の産業高等学校の校長及び教員、事務職員その他の職員の産業教育手当を基準として定めるものとする。

附則
1 この法律は、公布の日から施行し、附則を除くは昭和四十一年四月一日から適用する。

2 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に關する法律(昭和三十三年法律第四十五号。以下「旧法」という)は、廃止する。

3 旧法第三條の規定による昭和四十一年四月一日以後の期間に係る産業教育手当は、第三條の規定による産業教育手当とみなす。この場合において、同條の規定による産業教育手当の額が旧法第三條の規定による産業教育手当の額をこえるときは、同條の規定に基づいて支払われた額は、第三條の規定による産業教育手当の内払とみなす。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和四十一年度においては、約二千二百万円を要する見込であるが、そのうち八百三十一万三千円は、昭和四十一年度予算に計上済みである。

日本育英会法の一部を改正する法律案
日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第十六條ノ四第二項中「又ハ高等専門学校」を「高等専門学校又ハ教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)第五條第一項ニ規定スル養成機関(以下教員養成機関ト稱ス)ニ、一定年数以上継続シテ」を「三年ヲ経過スルマデノ間ニ」に、「其ノ他ノ施設」を「養成教諭養成機関、教員養成機関其ノ他ノ施設」に、「教育ノ職ニ在リタルキハ」を「教育ノ職ニ就キ二年以上継続シテ其ノ職ニ在リタルキハ」に、「教育又ハ研究ノ職ニ在リタルキ」を「教育又ハ研究ノ職ニ就キ二年以上継続シテ其ノ職ニ在リタルキ」に改める。

第十六條ノ四第三項の次に次の一項を加える。
日本育英会ハ特別ノ事由アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ貸与金ノ返還ヲ免除セラルルコトヲ得ルヲ修業後教育又ハ研究ノ職ニ就クコトヲ要スル第二項ノ期限ヲ延期スルコトヲ得第三十六條ノ二第一項中「又ハ高等専門学校」を「高等専門学校又ハ養成教諭養成機関若ハ教員養成機関」に、「一定年数以上継続シテ」を「三年ヲ経過スルマデノ間ニ」に、「教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ在リタルキハ」を「教育又ハ研究ノ職ニ相当スル職ニ就キ二年以上継続シテ其ノ職ニ在リタルキハ」に、「同項ノ規定」を「同項及第十六條ノ四第四項」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸

与契約により貸与した貸与金の返還免除に關する法律案

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に關する法律

1 日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金は、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六條ノ四第二項から第四項まで、第三十六條ノ二及び第三十六條ノ三の規定の適用がないものであつても、これらの規定の例によりその返還を免除することができる。

2 前項の規定により日本育英会が貸与金の返還を免除した場合には、日本育英会法第二十六條ノ二第三項の規定を準用する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

四月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、へき地教育振興法の一部改正に關する請願(第一五三八号)

一、学校警備員の設置に關する請願(第一五三九号)

一、義務教育費国庫負担法第二条改正に關する請願(第一五四〇号)

一、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律」の一部改正に關する請願(第一五四一号)

一、養護教諭必置等に關する請願(第一五四二号)

一、幼稚園教員の給与国庫負担に關する請願(第一五四三号)

一、学校給食法の一部を改正する法律案」及び「学校給食用国産牛乳に關する特別措置案」に關する請願(第一五四四号)

一、教職員の時間外勤務手当支給制度確立に關する請願(第一五四五号)

一、教職員の研修手当支給制度確立に關する請願(第一五四六号)

一、高等学校のすしめ解消と教職員定数の増員に關する請願(第一五四七号)

一、産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に關する請願(第一五四八号)

一、義務教育における毛筆習字必修に關する請願(第一五四九号)

一、養護教諭における毛筆習字必修に關する請願(第一五五〇号)

一、「なきな」正課教材採択に關する請願(第一五五〇号)

一、私立振興助成措置に關する請願(第一五六〇号)

一、戦傷病者の子女の育英資金等に關する請願(第一五八六号)

一、靖国神社の国家護持に關する請願(第一六〇二号)

一、「編物」正課補充振興に關する請願(第一六〇二号)

一、「編物」正課補充振興に關する請願(第一六〇二号)

一、「編物」正課補充振興に關する請願(第一六〇二号)

一、「編物」正課補充振興に關する請願(第一六〇二号)

一、「編物」正課補充振興に關する請願(第一六〇二号)

一、「編物」正課補充振興に關する請願(第一六〇二号)

一、「編物」正課補充振興に關する請願(第一六〇二号)

一、「編物」正課補充振興に關する請願(第一六〇二号)

一、「編物」正課補充振興に關する請願(第一六〇二号)

一、「編物」正課補充振興に關する請願(第一六〇二号)

一、「編物」正課補充振興に關する請願(第一六〇二号)

一、「編物」正課補充振興に關する請願(第一六〇二号)

六八九号(第一六九〇号)(第一六九一号)(第一六九二号)
一、八月十五日を平和の日に制定するの請願
(第一六〇九号)(第一六一四号)

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一五三八号 昭和四十一年四月一日受理
へき地教育振興法の一部改正に関する請願
請願者 秋田市寺内將軍野三三ノ六九三
大島清

第一五五二号 昭和四十一年四月一日受理
養護教諭必置等に関する請願(四通)
請願者 長野県飯山市静岡二三ノ一 小
林至外千八百八十四名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一五三九号 昭和四十一年四月一日受理
学校警備員の設置に関する請願
請願者 秋田市寺内將軍野三三ノ六九三
大島清

第一五六二号 昭和四十一年四月二日受理
養護教諭必置等に関する請願(四通)
請願者 長野県更埴市稲荷山町一、〇〇
三 志村榮治外千九百九十三名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一五四〇号 昭和四十一年四月一日受理
義務教育費国庫負担法第二条改正に関する請願
請願者 秋田市寺内將軍野三三ノ六九三
大島清

第一五七九号 昭和四十一年四月四日受理
養護教諭必置等に関する請願(四通)
請願者 長野県小諸市赤坂町 小林常典外
千八百八十八名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第七号と同じである。

第一五四一〇号 昭和四十一年四月一日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 秋田市寺内將軍野三三ノ六九三
大島清

第一五九六号 昭和四十一年四月五日受理
養護教諭必置等に関する請願(四通)
請願者 長野県上田市新屋 上条康弘外千
百六十九名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第一五四一〇号 昭和四十一年四月一日受理
「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に関する請願
請願者 秋田市寺内將軍野三三ノ六九三
大島清

第一五四七号 昭和四十一年四月七日受理
養護教諭必置等に関する請願(四通)
請願者 長野県茅野市米沢三七六 笹岡千
佐夫外千八百八十三名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第九号と同じである。

第一五四二〇号 昭和四十一年四月一日受理
養護教諭必置等に関する請願
請願者 秋田市寺内將軍野三三ノ六九三
大島清

第一五四四号 昭和四十一年四月一日受理
「学校給食法」の一部を改正する法律案及び「学校給食用国産牛乳に関する特別措置案」に関する請願
請願者 秋田市寺内將軍野三三ノ六九三
大島清

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一五四五号 昭和四十一年四月一日受理
教職員の時間外勤務手当支給制度確立に関する請願
請願者 秋田市寺内將軍野三三ノ六九三
大島清

第一五四六号 昭和四十一年四月一日受理
教職員の研修手当支給制度確立に関する請願
請願者 秋田市寺内將軍野三三ノ六九三
大島清

第一五四七号 昭和四十一年四月一日受理
高等学校のすしめ解消と教職員定数の増員に関する請願
請願者 秋田市寺内將軍野三三ノ六九三
大島清

第一六三三三号 昭和四十一年四月六日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願

第一五四八号 昭和四十一年四月一日受理
産炭地教育振興臨時措置法制定促進等に関する請願
請願者 秋田市寺内將軍野三三ノ六九三
大島清

第一五四九号 昭和四十一年四月一日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願
請願者 東京都千代田区神田小川町三ノ
二 伊藤園
紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第一五七八号 昭和四十一年四月四日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願
請願者 東京都江東区亀戸町七ノ八六現代
書道院亀戸支部内 山崎久男
紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一二号と同じである。

第一五九七号 昭和四十一年四月五日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願
請願者 東京都台東区上野花園町一八現代
書道院上野支部内 三浦ちよ
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一六三二〇号 昭和四十一年四月六日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願
請願者 長野県北信支部内 柳沢桂一
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一六三三三号 昭和四十一年四月六日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一六三三三号 昭和四十一年四月六日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一六三三三号 昭和四十一年四月六日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一六三三三号 昭和四十一年四月六日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一六三三三号 昭和四十一年四月六日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一六三三三号 昭和四十一年四月六日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一六三三三号 昭和四十一年四月六日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一六三三三号 昭和四十一年四月六日受理
義務教育における毛筆習字必修に関する請願

請願者 長野市西長野町全国書道教育連合

紹介議員 長野県支部内 塚田清策

この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一六六三号 昭和四十一年四月七日受理

義務教育における毛筆習字必修に関する請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村田村全国書道教育連合長野県南信支部内 塚田元

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一六六四号 昭和四十一年四月七日受理

義務教育における毛筆習字必修に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市大船町四二八 猪俣吉彦

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一三七八号と同じである。

第一五五〇号 昭和四十一年四月一日受理

「なぎなた」正課教材採択に関する請願(二通)

請願者 千葉県市川市真間二ノ四九七 堀田喜久男外十一名

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一五五一号 昭和四十一年四月一日受理

「なぎなた」正課教材採択に関する請願(一通)

請願者 埼玉県北足立郡朝霞町溝沼一、八 四五 長島よし外十七名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一六三四号 昭和四十一年四月六日受理

「なぎなた」正課教材採択に関する請願(六通)

請願者 東京都府中市多磨町一ノ二四 内田慎子外五十三名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一六三三三号 昭和四十一年四月六日受理

「なぎなた」正課教材採択に関する請願(十一通)

請願者 大分県宇佐郡長洲町江須賀 清長 忠直外百五名

紹介議員 村上 春蔵君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一六九三三号 昭和四十一年四月七日受理

「なぎなた」正課教材採択に関する請願(五通)

請願者 茨城県水戸市元山町二区五、八〇 〇 長須賀政智外六十四名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一五六〇号 昭和四十一年四月一日受理

私学振興助成措置に関する請願

請願者 岡山市内山下岡山県議会議長 桑田真太郎

紹介議員 近藤 鶴代君

教育上、私学の果たす役割の重要性にかんがみ、最近の私学の経営難を打開し、その振興を図るため、左記のごとく国の助成措置を講ぜられた

一、私学振興会の長期資金融資の拡充

二、施設、設備の整備のための助成強化

三、産業教育、理科教育等、教育振興のための助成

四、公私立教職員給与の格差是正等、勤務条件改善のための助成

理由 一、私学振興については、国においても年々その強化を図っているが、近時の高校生急増期にあたり、私学は国及び県の高校生急増対策に協力し、施設、設備を増設してきているため、多額の資金の借入れを余儀なくされ、学校経営上大

きな負担となつてゐる。

二、しかも、今後、高校生の漸減につれて、私学の経営難はさらに拍車をかけることが予想され、これらの諸情勢は父兄負担の増大をも招来することとなり、教育行政上憂慮される状況にある。

第一五八六号 昭和四十一年四月四日受理

戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願

請願者 三重県津市下田字徳田三三財団 法人三重県戦傷病者人会内 松村黄次郎

紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第一六一一〇号 昭和四十一年四月六日受理

戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願

請願者 鹿児島市山下町一四ノ五〇鹿児島県戦傷病者人会内 岩元善太郎外一名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第一七〇一〇号 昭和四十一年四月七日受理

戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願

請願者 大阪府南区田島町二財団法人大阪府戦傷病者人会会長 松倉正一外一名

紹介議員 中山 福蔵君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第一七〇二〇号 昭和四十一年四月七日受理

戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願

請願者 茨城県水戸市南三の丸一八茨城県戦傷病者人会連合会内 三村勇

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第一六〇一〇号 昭和四十一年四月五日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 岡山県勝田郡北町勝北町議会議長 長 松枝守

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一六〇八号 昭和四十一年四月六日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 岡山県久米郡旭町旭町議会議長 村上千鶴夫

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一六六一〇号 昭和四十一年四月七日受理

靖国神社の国家護持に関する請願

請願者 岡山県久米郡福渡町福渡町議会議長 長 荒瀬盛章

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一〇〇〇号と同じである。

第一六〇二〇号 昭和四十一年四月五日受理

「編物」正課補充振興に関する請願

請願者 新潟県五泉市駅前通二 山口明美 外二十六名

紹介議員 小柳 牧衛君

編物の基礎知識及び技能を、小学校第四学年から第六学年までは家庭科の必修課程とし、中学校全学年の女子には正課として採用されたい。

理由 一、食、住とともに人間生活の三本の柱の一つである衣生活を営むために必要な基礎技能である編物は、一本の糸から思いのままに自己の希望する色彩と形を造形することができると創造性と芸術性に富み、成長期における創造力と芸術感の養成に資すること大なるものがあり、その教育効果はもろろん社会的実用効果も顕著なものがある。

二、編物に関する知識並びに技能の必要性は、諸外国においても認識され、女子教育課程のなかにとり入れられている。

三、わが国においても、その必要性にかんがみ、中学校の第一学年だけ十単位の必修が行なわれ、また文部省においても社会教育的見地から「編物技能検定」を行なうなど徐々に進展してきたが、これだけでは社会の要請にこたえるにはほど遠い。

第二六一五号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 宮崎市吉村町平田二、九〇五 吉村陽代外二十六名

紹介議員 黒木 利克君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六三六号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 北海道北見市二条西四ノ一五 小田俊三外二十六名

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六三七号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 北海道函館市駒馬町二二八 横内政富外二十七名

紹介議員 岡村文四郎君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六三八号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 青森県北津軽郡金木町寺町 一戸ミツ子外二十七名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六三九号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 青森県八戸市幸横町三 戸久世要次郎外二十六名

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六四〇号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 東京都府中市幸町一ノ一九 斎藤肇外二十一一名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六四一号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 新潟市船場町一 村島喜代外二十一名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六四二号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 長野県飯山市大字照里二、八四九 丸山芳信外二十四名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六四三号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 長野県松本市中町 原和歌外二十六名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六四四号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 静岡県清水市谷津町二ノ二九六

紹介議員 杉山八重子外二十六名

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六四五号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 愛知県刈谷市丸田町三ノ四七 山崎六郎外二十一一名

紹介議員 中上川アキ君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六四六号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 岐阜県大垣市切石町二ノ一八 岩崎佐和子外二十六名

紹介議員 楠 正俊君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六四七号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 大阪府守口市藤田町五ノ二九六 坂口トシヨ外二十七名

紹介議員 中山 福蔵君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六四八号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 滋賀県大津市中央三ノ三ノ二九 奥村美都外二十六名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六四九号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 岡山県児島市下之町一ノ九ノ七 岡田忠昭外二十三名

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六五〇号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 鳥取県米子市道笑町四丁目 梅原充外二十七名

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六五一号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 鳥取県米子市万能町七四 生田貞子外二十七名

紹介議員 宮崎 正雄君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六五二号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 島根県浜田市天満町 上田二三夫外十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六五三号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 徳島市田宮町広坪五四五 河野勝彦外二十六名

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六五四号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 高知県須崎市東古市一、三九〇 国弘浩造外二十六名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六五五号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市富沢町 行定善子

外二十七名

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六五六号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 福岡県久留米市通東町六一ダイヤ
モンド編機久留米支店内 岩田守

外二十六名

紹介議員 剣木 亨弘君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六五七号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 佐賀市唐人町一二六 久保大吉外
二十七名

紹介議員 杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六五八号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 熊本市池上町池上 西和子外二十
六名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六五九号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 熊本市大江町度鹿八九三静観荘内
田中賢治外二十六名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六六〇号 昭和四十一年四月六日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町沢 平沢時
治外二十六名

請願者 横浜市神奈川区西寺尾一、一七二

第二坂下荘内 小沼縁外二十六名

紹介議員 相澤 重明君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六六五号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 宮城県仙台市北七番丁七八 義島

明子外二十六名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六六六号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市西二ノ一ノ三六

原田博外二十三名

紹介議員 田村 賢作君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六六七号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 東京都新宿区横寺町三〇 中村利

子外二十七名

紹介議員 石井 桂君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六六八号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 長野市緑町一、一一六東京重機工

業株式会社長野営業所内 松月千

代吉外二十五名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六六九号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町沢 平沢時
治外二十六名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六七〇号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 名古屋市中川区開平町一ノ五九

浜田島子外二十六名

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六七一号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 島根県出雲市塩治町海上 木村功

外二十七名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六七二号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡春日町原町二ノ三

三 渡瀬哲朗外二十七名

紹介議員 森部 隆輔君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六七三号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 宮崎県都城市牟田町一四ノ一一

白井ふき外二十六名

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六七四号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 宮崎県延岡市平原町一ノ一、四三

八 田辺保徳外二十六名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六七五号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 熊本市安政町六ノ一〇 木村弘外
二十六名

紹介議員 園田 清充君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六七六号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 和歌山県日高郡南部川村大字筋

和田ヨシノ外二十六名

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六七七号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 山形県酒田市浜田堀南三ノ四 高

木雄男外二十三名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六七八号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 大阪市東住吉区平野西脇町一四三

坂本ひろ子外二十六名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六七九号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 和歌山県山崎町地 井阪愛子

紹介議員 山本茂一郎君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六八〇号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 福島市仲間町一七 島貫昭七外二

十六名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六八一号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 東京都調布市国領町四六五ノ一
岡崎哲也外二十六名

紹介議員 横山 フク君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六八二号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 宮崎市南花ヶ島町一二 高口富生
外二十七名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六八三号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 福井市御園町七〇五 吉田弥三市
外二十七名

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六八四号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 兵庫県明石市大蔵谷大寺二、九七
〇 荒川辰正外二十一名

紹介議員 梶原 茂嘉君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六八五 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 大分市東萩原三組 末次政行外二
十六名

紹介議員 村上 春蔵君

昭和四十一年四月二十七日印刷

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六八六号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 青森県南津軽郡浪岡町大字浪岡字
浅井一六六ノ二 神八郎外二十六
名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六八七号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡友部町東二 国井
満外二十六名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六八八号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡当麻村字染野 荒
木初枝外二十七名

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六八九号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 山梨県甲府市美咲町一ノ一ノ二
九 河合修外二十七名

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六九〇号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 岐阜県中津川市太田町三ノ三ノ一
四 佐藤正一外二十六名

紹介議員 古池 信三君

昭和四十一年四月二十八日発行

一六九一号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 鳥取県日野郡日野町根雨三四四
松下花代外二十七名

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六九二号 昭和四十一年四月七日受理

「編物」正課拡充振興に関する請願

請願者 高知市西久万 山本敏郎外二十六
名

紹介議員 塩見 俊二君

この請願の趣旨は、第一六〇二号と同じである。

第一六〇九号 昭和四十一年四月六日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 大阪府南河内郡美原町南余部三八
二 天見幾太郎

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一二七七号と同じである。

第一六一四号 昭和四十一年四月六日受理

八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 秋田県大曲市中通町一ノ三六三共
金物株式会社社長 田中国一

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第一二七七号と同じである。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局